

教科用図書検定調査審議会 殿

2007年11月16日に文部科学省初等中等教育局教科書課より「沖縄戦における『集団自決』に関する学説状況などについて」「ご教示を賜りたい」とのご依頼を受けました。それに対して、私の意見を述べさせていただきます。

まず教科書課よりの依頼文書には「今回、審議会から先生の意見を伺うこととしたことなどについては、静謐な審議環境のため、公表を控えていただければ幸いです」とあります。しかし、秘密裏に検定をおこなったことが、今回のような研究状況を踏まえず私の著書を歪曲する歪んだ検定をおこなう結果を生み出したことを考えれば、とうてい承諾できるものではありません。検定過程を広く市民に公開し、そのなかで検定手続きがおこなわれるべきであると考えますので、私はこの意見書を手続き終了前に広く市民に公表することをあらかじめ申し上げておきます。

今回の意見の依頼にあたっての貴審議会のやり方には疑問があります。こういう依頼をおこなうのであれば、先の検定意見について説明するのが最初に貴審議会が行うべきことと思います。文科省は検定意見発表後、参考にした主な著作20点あまりを挙げていますが、これらのどこをどのように読んで、日本軍の強制を削除するという検定意見を決めたのか、まずそれを市民に説明すべきです。そのうえで専門家の意見を聞くべきでしょう。自らの説明責任を果たさずに、また手続き終了まで一切を非公開のままに進めようとしている貴審議会の手法は、きわめて問題です。

また意見を依頼した専門家の選定過程も不明朗です。沖縄県史や慶良間列島の自治体史の編纂において「集団自決」の該当箇所を担当した研究者にも意見を依頼しているのでしょうか。

現在、沖縄県において新沖縄県史の編纂が進められ、沖縄戦専門部会がその編纂作業にあたっています。少なくともその専門部会委員全員ならびに沖縄県史編集委員会委員の中の沖縄戦研究者から意見を聞くべきです。さらにこうした意見書を提出させるだけでなく、直接、

審議会委員がインタビューをおこない、「集団自決」に関する学説状況を正確に把握するように努めるべきです。

上記のような沖縄戦研究の専門家と言える研究者に対して、意見の依頼をきちんとおこなわないようであれば、貴審議会が誠実に研究成果を把握しようとしていないと非難されても仕方がないでしょう。

貴審議会の姿勢に大きな疑問があるゆえにこそ、私はこの意見書を市民に公表し、市民のみなさんとともに議論を進めたいと考えています。

さて、ご依頼の内容に入っていきたいと思います。

教科書執筆者の幾人かから伝えられるところによりますと、文科省が検定意見を通達する際に私の著書『沖縄戦と民衆』（大月書店、2001年）を根拠にして、日本軍が住民を「集団自決」に追い込んだ、あるいは強いたという叙述を認めず、日本軍の強制性を削除させたとのことです。調査官は、私の著書には「軍の命令があったというような記述はない」旨の意見を述べたと聞いています。

『沖縄戦と民衆』の「5『集団自決』の構造」の最初の小見出しは「強要された住民の『集団自決』」（p155、以下、ページ数は同書の該当箇所を示す）となっています。さらに本文のなかでも「日本軍や戦争体制によって強要された死であり、日本軍によって殺されたと言っても妥当であると考え」（p156）などと述べています。渡嘉敷島の項で「赤松隊長から自決せよという形の自決命令は出されていないと考えられる」（p161）、座間味島の項では「『集団自決』を直接、日本軍が命令したわけではないが」（p163）などの記述をしていますが、他方で、渡嘉敷島では「軍が手榴弾を事前に与え、『自決』を命じていたこと」（p160-161）、座間味島では日本兵が島民にあらかじめ手榴弾を配って「いざとなったらこれで死になさい」と言っていたこと（p162）なども指摘しています。

「集団自決」についての結論的な部分（p184）では、第1に、「『集団自決』は文字どおりの『自決』ではなく、日本軍による強制と誘導によるものであることは、『集団自決』が起きなかったところと比較したとき、いっそう明確になる」と結論づけています。

さらに第2に、「『集団自決』はアジア太平洋戦争における日本軍の敗北の過程で各地の島々で起きている事象である。その前提には日本

軍がアジア各地で現地住民に対しておこなった残虐行為があり、そのことが重要な引き金となっている。そういう意味で日本による侵略戦争のひとつの帰結であった」と述べています。言い換えると、日本軍が中国などでおこなった残虐行為の経験が、日本軍将兵や従軍看護婦などから住民に伝えられ、そのことが米軍に捕まることへの恐怖心を一層煽ったこと、日本軍による侵略戦争の経験が「集団自決」を生み出す背景にあったことを指摘しています。読谷のチビチリガマでは日本軍はいませんでした。元兵士と従軍看護婦が「日本軍の代弁者の役割を果たし」ました（p158）。

第3に「米軍が上陸した沖縄の島々での住民の行動を見ると、『集団自決』をおこなわなかった人々の方が圧倒的に多い。日本軍がいないところでは、住民は自らの判断で投降し助かっている」と述べています。つまり住民が集団で米軍に保護されている島々や地域は日本軍がいなかった所であることを各地の島々、地域を分析して論証しています。日本軍がいる所では住民が米軍に投降しようとは主張できません。そうすればスパイとして処刑されてしまいます。実際に日本軍に殺された例はいくつもあります。そうしたことから日本軍の存在は「集団自決」を引き起こすうえで重要な役割を果たしていると結論づけています。

沖縄戦における「集団自決」が、日本軍の強制と誘導によって起きたこと、日本軍の存在が決定的であったことは、沖縄戦研究の共通認識であると断言してよいでしょう。

渡嘉敷島と座間味島において、それぞれの戦隊長が自分は自決命令を出していないとの主張は、1970年代あるいは1980年代から、研究者の間でも広く知られていることです。座間味の戦隊長らがおこした訴訟における主張は、訴訟が提起された2005年以降に新たにわかったことではなく、ずっと以前から知られていることにすぎません。ですからその訴訟を根拠にして、学説上の変化や新資料の発見などと言うのは、沖縄戦研究のこれまでの歩みを見無視するものでしかありません。

沖縄戦研究者はそうしたことを十分に認識したうえで、問題は、ある一つの命令があったかどうかではなく、日本軍が沖縄に上陸してから何か月もかけて住民を「集団自決」に追い込んでいった過程が問題であるとの認識から、「集団自決」の諸要因を明らかにしてきました。その研究成果を一言で言い表すとすれば、私が著書の結論でまとめた

ように「日本軍による強制と誘導によるもの」であるということなのです。

なお検定意見の通達の際に、調査官は、軍命令がなかったという理由から日本軍の強制性の叙述を削除するように指示したということですが、「集団自決」がおきた際の直接の軍命令の有無と、日本軍の強制とは明らかにレベルの異なる問題です。

民間人であっても捕虜になることを許さない日本軍思想の教育・宣伝、米軍に捕らえられると残酷な扱いを受けて殺されるという恐怖心の扇動、多くの日本軍将兵があらかじめ手榴弾を配って自決せよと言いつづけていたことなど、日本軍はさまざまな方法を使って住民を「集団自決」に追い込んでいった、あるいは「集団自決」を強制していったのです。「集団自決」が起きる際に部隊長が直接命令したかどうか、という論点からは、そうした日本軍による強制と誘導を否定することはとうていできません。ですから検定意見は、レベルの違う問題を混同した、論理的にも筋の通らないものでしかありません。

さらに言えば、あらかじめ多くの日本軍将兵が住民に手榴弾を配り、いざという場合には自決するように命令あるいは言っていたことは、正式の命令であるかどうかという形式論ではなく、住民にとっては命令としか受け取れなかったという当時の沖縄がおかれた状況を把握しておくことも必要です。それらは実質的には、日本軍による命令だと言うしかありません。

私の著書のなかでも詳細に述べているように、沖縄に駐留していた日本軍は、法的行政的な手続きとは関係なく、人の動員や物資の調達を村や区（字）あるいは住民に直接命令していました（その実態はp48-61）。特に米軍上陸後は、日本軍はそうした手続きを無視して、防衛隊や義勇隊、弾薬運びなどの労働力の調達をおこなっていたことが数々の証言からわかっています（p141-147）。日本軍の資料においても「民家の洞窟に入り健康男子を捜索連行する」と「第32軍沖縄戦訓集」に明記されています（p146）。そうした日本軍による行為を住民は拒否できない状況であったこと、日本軍将兵から言われたことは軍命令と受け取るしかない状況だったことを認識しなければ、沖縄戦当時における軍と住民の関係を理解できないでしょう。

用語の問題について触れておくと、「集団自決」とは日本軍の強制と

誘導によるものであるという特徴を明確に示すために、「強制集団死」あるいは「強制された集団死」という表現も使われるようになってきています。「集団自決（強制集団死）」というように併記することもごく普通の使い方になってきていることを付け加えておきます。

なお『沖縄戦と民衆』のなかで「集団自決」の要因についてはさまざまな点を指摘していますが、より整理したものとして拙稿「沖縄戦『集団自決』への教科書検定」（『歴史学研究』第831号、2007年9月、このなかのp27-p30で「集団自決」を引き起こした要因を簡単に説明）ならびに、より簡潔に整理した拙稿「住民を『集団自決』に追い込んでいったのは軍でした」（『通販生活』2007秋冬号）を参考資料として添付しましたので、それらもご参照ください（資料1・2）。

検定意見によって書き換えさせられた叙述は、「日本軍によって壕を追い出され、あるいは集団自決に追い込まれた住民もあった」、「日本軍に『集団自決』を強いられたり」、「なかには日本軍に集団自決を強制された人もいた」などであったと伝えられていますが、こうした叙述は、私の著書の結論と一致するものであって、これまでの沖縄戦研究の通説を適確に表現したものと言えます。

これらの叙述を書き換えさせる根拠になぜ私の著書が利用されるのか、とても理解できません。研究の全体の結論を無視して、そのなかのある一文のみを持ってきたとしか考えられません。これは検定意見を作成した者が、常識的な日本語の読解力もないか、きわめて悪意を持って歪曲したものか、どちらか以外には考えられません。

教科用図書検定調査審議会が、私の著書を歪曲して、このような検定意見をつけたとすれば、貴審議会の重大な歪曲、悪用に対して、厳重に抗議したいと思います。検定意見を通達する際に、私の著書のみを根拠に挙げて、叙述を変えさせた以上、貴審議会は、はっきりとその理由を説明するべきです。私の著書を悪用しながら一切の説明も弁明もせず、私に意見を求めるのは、非礼極まりないと言うべきでしょう。

もし貴審議会がそのことを知らず、検定意見を通達する際に、調査官が独断で話したことだというのであれば、調査官に対して厳重に抗議するとともに、貴審議会においても、そうした歪曲をおこなった調

査官に対して厳重に注意すべきではないでしょうか。さらにそうした歪曲を許すような現在の検定手続きそのものを見直すことを提起するのが審議会としての最低限の責任ではないでしょうか。

教科書執筆者への検定意見の通達の際に、私の著書を根拠に日本軍の強制性の叙述を削除させたことは、著書の内容を歪曲したものであり、歪曲を基にした検定意見そのものが根拠のない、間違ったものであることを示しています。そうした歪曲によって根拠付けられた検定意見は撤回するしかありません（資料3参照）。

検定意見をそのままにして、執筆者（教科書会社）からの正誤訂正に基づいて叙述のいくらかの修正を認めるということは一仮に基の叙述そのままの復活を認めるとしても一、歪曲をそのまま温存・正当化する行為であり、研究者あるいは誠意ある者としてあるまじき行為です。

さらに念のために付け加えれば、本年3月に検定結果が発表されてから、慶良間列島などでの体験者の新しい証言がいくつも出てきています。しかし「集団自決」における日本軍の強制性は、これらの新しい証言を待つまでもなく、これまでの証言やその他の調査研究によって十二分に明らかにされているものです。かりにこれらの新証言をもって日本軍の強制性を認めるといような判断をすれば、そのことはこれまでの沖縄戦の調査研究の成果を根本から否定するものであり、そのこと自体が研究成果を無視した暴論というべきです。

以上述べてきたことから、教科用図書検定調査審議会は、沖縄戦の「集団自決」につけた検定意見を撤回するべきです。そのうえで、「集団自決」における日本軍の強制性を明記した叙述を認めるべきであり、それが貴審議会が取るべき最低限の責任であると考えます。

2007年11月22日

（サイン） （印）

林 博史

関東学院大学経済学部教授

236-8501 横浜市金沢区六浦東1 関東学院大学経済学部

【添付参考資料】

資料 1 林博史「沖縄戦『集団自決』への教科書検定」
『歴史学研究』第 831 号、2007 年 9 月

資料 2 林博史「住民を『集団自決』に追い込んでいったのは軍でした」
『通販生活』No.231、2007 秋冬号、2007 年 11 月

資料 3 林博史「教科書検定への異議」上下
『沖縄タイムス』2007 年 10 月 6 日・7 日

なお添付資料としては付けませんでした。拙著『沖縄戦と民衆』（大月書店、2001 年）は私の見解を裏付ける、不可欠の参考文献です。

【添付参考資料】

資料 1

林博史「沖縄戦『集団自決』への教科書検定」

『歴史学研究』第 831 号、2007 年 9 月

(別紙添付)

資料 2

林博史「住民を『集団自決』に追い込んでいったのは軍でした」
（『通販生活』No.231、2007年秋冬号、2007年11月）

今回の教科書検定で文部科学省は、「『集団自決』は日本軍の強制でない」と判断しましたが、その判断の参考著作物のなかに、私の著書『沖縄戦と民衆』があげられています。

教科書執筆者の方から聞いたのですが、文科省の教科書調査官は検定結果を通知する場で、「『沖縄戦と民衆』を見ても、軍の命令があったというような記述はない」と、軍の関与を否定する根拠として私の本を唯一の具体例として挙げたそうです。驚くと共に、恣意的に参考資料を使っていることに怒りを覚えました。

確かに私の本には「赤松隊長から自決せよという形の自決命令は出されていないと考えられる」（同書 161 頁）というような一文はあります。しかし、これは「集団自決」当日に「自決せよ」という軍命令が出ていなかったとみられるということを書いただけで、軍による強制がなかったということではありません。

同じ本の別の頁には「いずれも日本軍の強制と誘導が大きな役割を果たしており」「日本軍の存在が決定的な役割を果たしているといっているであろう」（共に 173 頁）と書いており、これが「集団自決」に対する私の基本的な考え方です。そんなことは本全体を普通に読めば分かるのに、たった 1、2 行を全体の文脈から切り離して軍の強制性を否定する材料に使うのですから、ひどい検定としか言いようがありません。

島民は米軍への恐怖心を植えつけられていた。

座間味島、渡嘉敷島での「集団自決」の際に日本軍の部隊長の命令があったかどうかは裁判で争われています。

しかし、当日の部隊長命令の有無は、実はそれほど大きな問題ではありません。米軍上陸のはるか前から日本軍が住民を「集団自決」に追い込んでいった過程こそが重要なのです。

(1)捕虜になるのは恥だ、いざという場合は自決せよと日頃から日本軍や教育を通じて叩き込まれていました。

(2)ふだんから島民たちは、「米軍に捕まれば、男は戦軍で轢き殺され、女は辱めを受けたうえひどい殺され方をされる」と日本軍から言われていました。

米軍に対する島民の恐怖心を日本軍が煽っていたことは、生き残った方たちの証言からも明らかです。

(3)「米軍に投降する者は裏切り者だから殺されても当然だ」という考え方も植えつけられていたので、捕虜になるという選択肢は島民の頭の中にはありませんでした。

(4)軍に全面的に協力し、軍が玉砕するときは住民も一緒に死ぬという「軍官民共生共死」の意識が住民に叩き込まれていたことも「集団自決」の大きな要因です。たとえば慶留間(げるま)島では、敵上陸の際には全員で玉砕すると阿嘉島から来た部隊長が米軍上陸前に島民に訓示していました。

これらの事実は、私がアメリカで見つけた米軍の資料にも書かれています。

慶良間(けらま)列島の占領作戦を担当した米師団の作戦報告書には、慶留間島では米軍が上陸してきたら自決せよと複数の日本兵から命じられていたことや、座間味島でも島民たちが自決するように指導されていたことが、複数の島民の尋問記録として記載されています。いずれの証言も、「集団自決」が起きたすぐ後の3月下旬から4月初めのものです。

このように、いざとなったたら死ぬことを日本軍によって住民が強制・誘導されていたことが「集団自決」問題の本質なのです。

「軍の強制」を否定する根拠としてよく取り上げられる本『母の遺したもの』には梅澤裕・座間味島部隊長が自決命令を出していたとは確認できないことが、生き残った女性の証言として載っています。でも本質的な問題は、軍命の有無ではなくて軍による強制・誘導だったのです。

軍による強制を否定する論理には矛盾が多い。

これまでに明らかにされた事実を教科書に簡潔に記述するとなれば、これまでの教科書通り、つまり、「日本軍によって集団自決に追い込まれた」あるいは「強いられた」となるわけです。

仮にこれまでの教科書に「部隊長の命令によって『集団自決』が起きた」と書かれていたのならば、やや事情が違ふかもしれませんが、そんなことは一言も書いてないのですから、修正する必要などないのです。

検定結果を支持する人たちは、様々な論理で「軍の強制」を否定しますが、その一つ一つを冷静に見ていくとおかしさが分かります。

たとえば、「住民に自決を促したのは役場の人間だ」「軍が住民に直接命令を出す権限はない」という主張です。確かに制度上は住民に命令する権限はありませんが、実際には「人を出せ」「物を出せ」と軍は住民に命令してい

ました。住民や役場の人間は、下級兵士に言われたことでさえ拒否できない状況でした。

渡嘉敷でも座間味でも、「いざというときはこれで自決せよ」と軍から手榴弾を渡されていました。軍の承認なしに手榴弾を入手して配ることは不可能です。この事実ひとつをとってみても、軍が住民に命令を出す権限がなかったという法制度上の話に意味がないことが分かります。

そんな雰囲気の中で村の幹部が「集団自決」を主導したとしても、それを軍の無関係を証明するものだというふうに結びつけるのは当時の沖縄の状況を無視するものです。

米軍が上陸したところでも、前島や粟国島などのように日本軍がいなかった場所では住民は投降しています。この点でも日本軍の強制性を示すことになるのではないのでしょうか。

また、琉球政府援護課の元嘱託職員が「援護法の適用を受けるために軍命があったと申請した」と新聞社の取材に証言したことも、軍関与の否定材料としてよく使われています。

しかし、前述した米軍の作戦報告書は「集団自決」直後に記録されたものです。援護法ができる7年も前の時点で、「日本軍に自決を命じられた」と住民は米軍に証言しているのですから、「援護法目当てに軍命をでっちあげた」という説は時系列で考えてもおかしい。

援護法は戦争の被害者ではなく、日本軍に協力した者にしか適用されません。そのため、食糧を強奪されても「食糧提供」と申請しなければなりません。その「集団自決」も軍命令と言わなければ援護の対象にはならなかったのは事実で、申請時には厚生省の役人からそういうアドバイスがあったかもしれません。だからといって、その場で軍命をでっちあげたということではないのです。

2001年以降、中学校の教科書から「慰安婦」という表現が消えるなど、日本軍の加害に関する記述が教科書から減りました。今回の検定は、沖縄戦に関しても日本軍の加害性を弱めることが狙いでしょう。

今回のような論理で「日本軍による強制」が否定されると、「集団自決」は住民が自ら命を捧げた尊い行為にされてしまいます。このように事実がねじ曲げられてしまえば、悲惨な沖縄戦のイメージはがらりと変わり、後世に実像が伝わらなくなります。だから沖縄の人たちは政治的立場を超えて検定結果に怒っているのです。

資料 3

林博史「教科書検定への異議」(上下)

(『沖縄タイムス』2007年10月6日・7日)

日本軍の強制を削除させた教科書検定に対する沖縄県民の怒りの前に政府はようやく対応せざるをえなくなってきた。そのなかで浮上してきたのが、検定そのものは認めたいうえで、教科書会社から記述の訂正があった場合には「真摯に対応する」として、元の記述の表現を若干変えれば、事実上、同趣旨の記述の復活を認めるという方法である。この方法では、日本軍の強制性を否定した検定意見はそのまま無傷で残り、将来にわたって禍根を残すであろう。

文部科学省が教科書執筆者たちを呼び出して、検定意見を通知した方法を見ると、検定意見が執筆者に説明され、それに対して執筆者で対応を協議し、どのように修正するかを決めて回答する。この手続きを日本史教科書であれば古代から現在まですべてを2時間で終えなければならない。つまり持ち帰って資料や研究に再度あたることが許されず、その場で対応を決定しなければならない。

複数の教科書執筆者の話によると、この席で文科省の調査官は、「最新の成果とっていい林博史先生の『沖縄戦と民衆』を見ても、軍の命令があったというような記述はない」などと言って、私の著書『沖縄戦と民衆』を例に挙げて、日本軍の強制を削除させる根拠にしたという。執筆者たちは結局、その場で検定意見を受け入れざるを得なかった。そこであくまで拒否すれば検定不合格となり、教科書作成のそれまでの努力がふいになるからである。ある執筆者は帰宅後、私のその著書を取り出してみたところ、「いずれも日本軍の強制と誘導が大きな役割を果たしており」「日本軍の存在が決定的な役割を果たしている」という結論であることを確認し、「無念」の思いにとらわれたと語っている。

私は著書の中で1つの章を「集団自決」にあて、その中で「日本軍や戦争体制によって強制された死であり、日本軍によって殺されたと言っても妥当である」との認識を示したうえで各地域の分析をおこない、渡嘉敷島のケースでは「軍が手榴弾を事前に与え、「自決」を命じていたこと」を指摘している。

座間味島のケースでも日本兵があらかじめ島民にいざという場合には自決するように言って手榴弾を配布した証言を紹介している。「集団自決」がなされるにあたって「軍からの明示の自決命令はなかったが」というように、

同書執筆時点（刊行は 2001 年 12 月であり、執筆は前年からおこなった）で確認できた証言などから、いま自決せよというような命令は出されていなかったと思われたのでそうした認識は示している。その箇所だけが文科省に利用されてしまった。

しかし、私の著書では、あらかじめ自決するように手榴弾が配布されていたことや、捕虜になることは恥だと教育されていたこと、米軍に捕まるとひどい目にあわされて殺されると叩き込まれていたこと、住民が「自決」を決意したきっかけが「軍命令」であったことなども指摘し、さらに日本軍がいなかった島々では米軍が上陸しても「集団自決」がおきていないことを検証し、結論として先に引用した部分のほかに「「集団自決」は文字どおりの「自決」ではなく、日本軍による強制と誘導によるものであることは、「集団自決」が起らなかったところと比較したとき、いっそう明確になる」と断言しているのである。

渡嘉敷島や座間味島については、この間、新しい証言が次々に出てきており、この著書の記述を書き改めなければならないと痛感しているが、しかし日本軍の強制と誘導が「集団自決」を引き起こしたことは、それまでに明らかにされていた証言などからも明白であり、私の著書のみならず沖縄戦に関するすべての研究が同じ結論に達していたものだった。

最近、新しい証言が出てきたから、それを理由にして教科書会社からの正誤訂正を認めると話が出ているようだが、そうしたやり方は、これまで長年、沖縄の人々の努力によって積み重ねられてきた沖縄戦の調査と研究をまったく否定するもので、決して認めることはできない。

教科書調査官が執筆者たちに言い渡した検定意見は、明らかに虚偽に基づいて執筆者を欺いたとしか言いようがない。資料も文献もない文科省の一室にいた執筆者たちは調査官の意見に反論する材料も機会も与えられないまま、その検定意見を認めて書き換えるしかなかった。

執筆者たちが検定意見を持ち帰って、私の著書を確認すれば、調査官が根拠にしている研究では「日本軍の強制と誘導」によると結論付けているのではないか、そうであれば、日本軍によって「集団自決」を強いられた、あるいは「集団自決」に追い込まれたという記述は、この研究成果を正しく反映した記述ではないか、という反論を行うことができただろう。しかしその機会とは与えられなかった。こんなやり方は詐欺と非難されても仕方がないのではないか。

文科省は、日本軍の強制を否定するような研究がまったくないので、仕方

なく、全体の文脈からは切り離して私の著書から一文だけを抜き出して、結論とは正反対の主張の根拠に使ったのである。

現在の検定意見言い渡しの方法が、そうした詐欺的手法を可能にしたのであり、検定制度そのものの見直しも必要である。

文科省はこうした手法で執筆者たちを騙し、検定意見を押し付けたのである。

このようなやり方のどこが合法的なのだろうか。これが教育に責任を負う官庁がおこなうことなのだろうか。

こうした詐欺のような手法で押し付けられた検定意見をそのままにして正誤訂正でごまかそうとすることはけっして認めるわけにはいかない。文科省は、著作を歪曲し間違った検定をおこなったことを認め、検定意見をただちに撤回すべきである。